

一般旅券の申請受理等に関する事務の委託に関する規約の協議について

一般旅券の申請受理等に関する事務の委託に関する規約を定めることについて、茅ヶ崎市及び寒川町とそれぞれ協議する。

2011年（平成23年）11月28日提出

藤沢市長

海老根 靖典

藤沢市と茅ヶ崎市（寒川町）との一般旅券の申請受理等に関する事務の委託に関する規約

（委託事務の範囲）

第1条 茅ヶ崎市（寒川町）は、次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を藤沢市に委託する。

- (1) 事務処理の特例に関する条例（平成11年神奈川県条例第41号）別表2の2の項に掲げる事務
- (2) 茅ヶ崎市（寒川町）の区域内に本籍を定める茅ヶ崎市（寒川町）、藤沢市又は寒川町（茅ヶ崎市）の区域内に住所又は居所を有する者が藤沢市の区域内において行う戸籍法（昭和22年法律第224号）第120条第1項に規定する磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面の交付の請求の受付及び交付並びに当該証明する書面の交付に係る手数料の徴収に関する事務
- (3) 前号に掲げる事務に付随する事務で、藤沢市長と茅ヶ崎市（寒川町長）が協議して定めるもの

（管理及び執行の方法）

第2条 委託事務のうち前条第1号に規定するものの管理及び執行については、藤沢市の条例、規則その他の規程等（以下「条例等」という。）の定めるところに

よるものとし、委託事務のうち前条第2号及び第3号に規定するものの管理及び執行については、茅ヶ崎市（寒川町）の条例等の定めるところによるものとする。

（経費の負担）

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、茅ヶ崎市（寒川町）の負担とする。ただし、特に必要があると認める経費の負担については、藤沢市長と茅ヶ崎市市長（寒川町長）が協議して定める。

2 前項の規定により茅ヶ崎市（寒川町）が負担する経費の額、支払の時期及び支払の方法は、藤沢市長と茅ヶ崎市市長（寒川町長）が協議して定めるものとする。

（予算への計上）

第4条 藤沢市長及び茅ヶ崎市市長（寒川町長）は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、毎年度、それぞれの市（市町）の一般会計歳入歳出予算に計上するものとする。

（収入の帰属）

第5条 第1条第2号の委託事務の管理及び執行に伴い徴収する手数料は、茅ヶ崎市（寒川町）の収入とし、前条の規定は適用しない。

（決算の場合の措置）

第6条 藤沢市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第6項の規定により決算の要領を公表したときは、速やかに当該決算の委託事務に関する部分を茅ヶ崎市市長（寒川町長）に通知するものとする。

（管理状況の報告）

第7条 藤沢市長は、毎年度終了後、速やかに委託事務の管理及び執行に関し、報告書等を作成し、茅ヶ崎市市長（寒川町長）に提出するものとする。

（連絡会議）

第8条 藤沢市長及び茅ヶ崎市市長（寒川町長）は、湘南広域都市行政協議会において委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るものとする。

（条例等の制定改廃の場合の措置）

第9条 藤沢市長は、委託事務の管理及び執行に関し適用される藤沢市の条例等の制定又は改廃が見込まれる場合は、あらかじめ茅ヶ崎市市長（寒川町長）に通知しなければならない。

2 藤沢市長は、委託事務の管理及び執行に関し適用される藤沢市の条例等の制定

又は改廃があった場合は、直ちに当該条例等を茅ヶ崎市長（寒川町長）に通知しなければならない。

3 前項の規定による通知が条例又は規則に関するものであった場合は、茅ヶ崎市長（寒川町長）は、直ちに当該条例又は規則を公表しなければならない。

4 前3項の規定は、委託事務の管理及び執行に関し適用される茅ヶ崎市（寒川町）の条例等の制定若しくは改廃が見込まれる場合又は制定若しくは改廃があった場合に、これを準用する。

（その他）

第10条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、藤沢市長と茅ヶ崎市長（寒川町長）が協議して定める。

附 則

1 この規約は、平成24年4月1日から施行する。

2 委託事務の全部又は一部を廃止する場合には、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、廃止の日をもってこれを打ち切り、藤沢市長がこれを決算する。この場合において、決算に伴って生じる剰余金又は不足金の処理については、藤沢市長と茅ヶ崎市長（寒川町長）が協議して定める。

提案理由

本市が、茅ヶ崎市及び寒川町から一般旅券の申請受理等に関する事務の委託を受けられるための規約を定めることについて、茅ヶ崎市及び寒川町とそれぞれ協議する必要があるため、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2第3項本文の規定により提出する。

参 考

地方自治法 抜粋

（協議会の設置）

第252条の2 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行し、若しくは普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図り、又は広域にわたる総合的な計画を共同して作成するため、協議により規約を定め、普通地方公共団体の協議会を設けることができる。

3 第1項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。ただし、普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図るため普通地方公共団体の協議会を設ける場合は、この限りでない。

(事務の委託)

第252条の14 普通地方公共団体は、協議により規約を定め、普通地方公共団体の事務の一部を、他の普通地方公共団体に委託して、当該普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員をして管理し及び執行させることができる。

3 第252条の2第2項及び第3項本文の規定は前2項の規定により普通地方公共団体の事務を委託し、又は委託した事務を変更し、若しくはその事務の委託を廃止する場合に、同条第4項の規定は第1項の場合にこれを準用する。